

○赤十字情報プラザ規程

（平成28年3月22日、本達丙第6号）

赤十字情報プラザ規程を次のように定める。

赤十字情報プラザ規程

（設置）

第1条 日本赤十字社本社組織規則（平成28年本達甲第1号）第9条の規定に基づき、日本赤十字社の本社（以下「本社」という。）に付属の機関として赤十字情報プラザ（以下、「情報プラザ」という。）を置く。

（任務）

第2条 情報プラザは、赤十字運動に関する情報及び史料等を収集するとともに、これらを保管し、又は公開若しくは発信することを通じて、赤十字運動の普及を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第3条 情報プラザは、前条の任務を達成するため、次の事務をつかさどる。

- （1）日本赤十字社の有する情報の整理並びに公開及び発信に関すること。
- （2）赤十字運動にかかる文献、記録、書籍、写真、映像、物品その他の史料の収集、保管及び公開等に関すること。
- （3）国際赤十字・赤新月博物館への史料等の寄贈及び貸与並びに運搬に関すること。
- （4）その他情報プラザの任務を達成するために必要と認められること。

（センター長）

第4条 情報プラザにセンター長を置く。

2. センター長は、社長が任免する。
3. センター長は、情報プラザの所掌事務を処理する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。